

滋賀県病院事業庁特定事業主行動計画の実施状況について(平成 27 年度)

滋賀県病院事業庁では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」および「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 28 年度から平成 30 年度までを計画期間とする「特定事業主行動計画」を策定し、全ての職員が最大限の力を発揮し、次世代の育成を図りつつ、活力ある病院事業庁の実現を図るための取組を進めています。この計画における目標値と平成 27 年度における実績値について説明します。

目標値に対する実績

		26年度	27年度	目標値 (30年度)
①配偶者出産休暇の 一人当たり取得日数 (※)		2.3日	2.6日	3.0日
②男性職員育児休暇の 一人当たり取得日数 (※)		4.3日	3.7日	5.0日
③男性職員の育児休業取得率		7.7%	6.5%	20.0%
④職員一人当たり時間外勤務時間数				
【職種】	医師	39.0時間/月	38.5時間/月	30時間未満/月
	看護師	15.3時間/月	15.0時間/月	13時間未満/月
	医療技術員	20.2時間/月	17.2時間/月	17時間未満/月
	医療事務等	32.0時間/月	29.0時間/月	27時間未満/月
⑤年次有給休暇の一人当たり 年間平均取得日数 (※)		8.4日	8.6日	14.0日

(※) の項目は、暦年 (1/1~12/31) のデータ